玉 憲

-その対応ないし適合関係概観

第一段階の潮流と、右の潮流の上に特に「人間の平等と差 第二段階にあるものを「反差別人権条約」と称することと 稿では国際人権法の 第一段階にある ものを「人権条約」、 条約を意図した第二段階の潮流に分けることができる。本 別の禁止」という反差別の観点から個別具体的な差別禁止 てまた国際人権法の進化の潮流は、これを大別してすべて する。人権と反差別人権の諸条約と日本国憲法の対応ない の者の「人権と基本的自由」を広く一般的な形で保障する し適合関係を概観することが小稿の目的である。 第二次大戦後における国際社会の人権保障制、

一、国連憲 章

野

真

章」はすべての者の人権と基本的自由の尊重・遵守のため 権法の法体系は 第一段階に 属する もので ある。「国連憲 という形で結実する。 の国際協力を謳っている。この要請は世界人権宣言の採択 人権宣言を経て、 一九四五年の国連憲章からはじまって一九四八年の世界 一九六六年の国際人権規約に至る国際人

二、世界人権宣言

「世界人権宣言」は各国国民の人権を守り、差別の撤廃

おいて重要視している。 平和の基礎」であると述べて、人権問題を平和との絡みに で、基本的人権の保障こそ「世界における自由、正義及び にのぼってきた からである。 世界人権 宣言は、 守っていくことが平和を維持するゆえんであることが意識 の人権侵害であることを反省し、常日頃から国内で人権を 行して第二次大戦の発端を開くなど、戦争それ自体が最大 万人にのぼるユダヤ人の大量殺害を行って戦争準備にとり う名誉ある地位を占めている。それが生まれた背景は、ナ隷廃止条約を除いて、時間的には戦後のトップを飾るとい かかり、やがてポーランド等、東欧諸国への軍事進出を断 章典 (International Bill of Human Rights) を組成 する。 (International Bill of Human Rights) を組成 する定めた国際社会共通の人権文書としていわゆる国際人権 チス・ドイツが第一次と第二次大戦の戦間期を通じて数百 る。それは宣言とはいえ、国際連盟時代の一九二六年の奴 その冒頭

れまでの伝統的国際法のように個人が所属する国家を国際 る。そして人権宣言に代表される現代国際法の特色は、こ 諸権利も付け加え、日本国憲法に較べても新味を出してい 護)、国籍に対する権利、平和的集会の権利などの新しい フランス人権宣言などの古典的な人権保障制を範にしなが 世界人権宣言は、近代市民革命期のアメリカ独立宣言や プライバシーや 迫害からの 避難の 権利 (難民の保

国際人権法と憲法

なっている。 (3) 国境のない、正に国際的で、いわば「世界法的」なものと 遍的な概念に広がることになった。世界人権宣言の人権は 類をなすすべての人間に共通の権利、人類を前提にした普 の結果、人権の観念は単に各国内の国民の権利でなく、 権宣言に至って個人の人権は、決して国内だけの問題でな 体とするところにある。こうして戦後の国連憲章や世界人 く、今や国際的な、国境を超えたものへと変ってきた。 法上の権利の主体とするのでなく、国家内の個人または個 人の団体を直接国際法上の権利・義務、とりわけ人権の主 ح

て、第一次的目標として定められると述べている。 最重要なので、 すべての 国連の組織と 制度の 運用におい はいえ)非差別の原則(二条一項)の完全な適用・実施は ば、一九五二年の国連総会決議は(勧告的効力に留まると 世界人権宣言をしばしば援用し引合いに出している。例え を絵にかいた餅に終らせず、各国の行動準則として実効力 透し、 いても人権の国際基準の達成を各国に要請する根拠として のあるものにすることが大事である。現に、国連自体にお すべての国が達成すべき共通の基準」であるだけに、これ 好ましい影響力を発揮している。それは「すべての国民とい、いいい 世界人権宣言は、その成立以来、宣言の精神が各国に浸 各国の憲法・国内法等の指導原則をなすものとして

人権侵害の認定基準として援用している。

一大な、大権宣言をのたアムネスティ・インターナショナルでは、大権宣言を人権宣言を無にしないための国際的行動組織としてはじまる国際法の一般原則に高められている。一九六一年に世界の実行と相俟って、国際人権基準を尊重しそれに従う度連の実行と相俟って、国際人権基準を尊重しそれに従う度連の実行とは世界人権宣言の各条項は、戦後四○年に及ぶ国て今日では世界人権宣言の各条項は、戦後四○年に及ぶ国

三、国際人権規約

ら一九七九年にこれを批准し、加盟国となった。すなわち「国際人権規約」に発展、わが国も遅ればせながた世界人権宣言は、一九六六年に法的拘束力のある条約、国連加盟国共同の政治的・道徳的餐約文書に留まってい

ゆる国際人権章典を構成する。

ことができる。国際人権規約は世界人権宣言とともにいわて、広く人権と基本的自由の保障を集大成しているというな市民的権利のほかに新たに社会経済的諸権利をも網羅しな市民的権利のほかに新たに社会経済的諸権利をも網羅し世界人権宣言と国際人権規約は総じて一八世紀末の近代世界人権宣言と国際人権規約は総じて一八世紀末の近代

的自由(三条~二一条)、現代に特に必要な社会保障、教世界人権宣言では人間生得の権利としての市民的、政治

いて定めたものである。 で、マイノリティ(少数者)保護の義務と差別煽動の違法第七条では宣言に違反するいかなる差別も許さないとしては第二条や第七条で差別の防止を掲げており、なかでもる。もちろん、世界人権宣言においても差別の撤廃についるが、また国際人権規約ではB規約における自由権的基条)が、また国際人権規約ではB規約における自由権的基条)が、また国際人権規約ではB規約における自由権的基系、労働などの社会的経済的文化的諸権利(二二条~二七

1、人権諸条約と憲法との対応

カバーしているといえる。 界人権宣言はもとより国際人権規約の実質条項をほとんど を、植木枝盛(一八五七~一八九二年)らの自由民権の人 憲法は周知のように古典近代のオーソドックスな人権観念 憲法との対応関係について検討することにしよう。日本国 ここでは、人権諸条約、とりわけ国際人権規約と日本国

している点で共通の特色があり、したがって両者は解釈原時期の産物であり、ともに西欧型の個人権の保障を中心に日本国憲法と世界人権宣言は四〇年代後半のほとんど同

世としても相互に補完の関係に立っているということがで理としても相互に補完の関係に立っているということがであり、したがって解釈によって憲法の保障を補完するものとり、したがって解釈の進展等を反映して、保障の内容におい防止の国際的理解の進展等を反映して、保障の内容におい防止の国際的理解の進展等を反映して、保障の内容においいるとよりとうして規約を生かすととは可能であろう。

> められない。 規約選択議定書)、わが国はこれを批准していないので認委員会に通報ないし申立てをする権利を認めているが(B

げつつあるが、社会復帰の促進というもう一つの大きな看 査、在院中の処遇改善など人権擁護の面で徐々に実効を挙 害者本人の 同意に 基づく 任意入院の保障、 県に独立の第三者機関を設置して、遅ればせながらも、 を改正する法律要綱参照)―いわゆる新法―の下で都道府 日本の在野法曹グループの方々の活躍が特筆に値いする。 連盟、障害者インターナショナル、国際法律家委員会)や 髙まるばかりとなり、この分野での人権NGO(国際人権 リーガルモデルの確立を求めた精神科医療国際化の要請は 国内法制の食い違いが審議を通して指摘された。いわゆる 者保護小委員会」(ジュネーヴ)に 告発され、 人権規約と 正な審査の要求」に反するとして国連の「差別防止・少数 行政の後進性と苛酷な実態がB規約九条四項の定める「適 都宮病院事件を契機に、わが国の精神衛生法及び精神医療 たことは指摘するに値いしよう。一九八四年に発生した宇 れる精神障害者の精神医療面の改善に手がつけられはじめ 現が至上命題となっているなかで、約一六〇万人と推定さ 一九八八年、 現行の「精神保健法」(精神衛生法等の 一部 一九八〇年代から九〇年代にかけて人権規約の具体的実

右に関連して、国際人権条約と国内法(刑事訟訴法)の右に関連して、国際人権条約と国内法(刑事訟訴法)の右に関連して、国際人権条約と国内法(刑事訟訴法)の右に関連して、国際人権条約と国内法(刑事訟訴法)の右に関連して、国際人権条約と国内法(刑事訟訴法)の右に関連して、国際人権条約と国内法(刑事訟訴法)の方にのよった。

れ、八四年一二月には拷問等禁止条約が採択され、八七年るという。一九七五年には国連で拷問等禁止宣言が採択さ、拷問は現在世界の三分の一以上の国で確実に行われてい

みがわが国でも求められる。
の問題は決してよそ事でなく、同条約の批准に向けた収組世界人権宣言が規定(第五条)してから既に久しいが、こは発効をみた。拷問または残虐な収り扱いや刑罰の禁止を

自由権の分野だけでなく、社会権の分野においても、人門の廃止も既に世界的な潮流となっている。こうした状死刑の廃止も既に世界的な潮流となっている。こうした状死刑の廃止も既に世界的な潮流となっている。こうした状死刑の廃止も既に世界的な潮流となっている。こうした状死刑の廃止も既に世界的な潮流となっている。こうした状死刑の廃止も既に世界的な潮流となっている。こうした状死刑の廃止も既に世界的な潮流となっている。こうした状死刑の廃止も既に世界的な潮流となっている。こうした状死刑の廃止も既に世界的な潮流となっている。

せるために人権委員会が作業部会を設けて起草を進めていた。「児童の権利宣言」(一九五九年)に法的拘束力をもた「どもの包括的な人権条約が とのほど 採択・発効 を みて条約批准のさいに留保宣言が付けられている。

るにもかかわらず、条約違反の責任を回避する抜け道とし

公労各法)はA規約八条一項d(ストライキ権)に違反す

問題がある。労働基本権の制約(国公、地公、国企労、地

権条約と国内法の間に大きな射程のズレを生んでいるケー

スとして官公労働者の労働基本権(憲法二八条)の剝奪の

本条約は、大人と司兼、あらゆる差別り禁上ではごまっし、批准に向けて国内法の整備を図る考えである。発効したが、これに伴って、日本政府も条約の意義を評価た「子どもの権利条約」が一九八九年に採択、九〇年九月

担保する実施措置も備えている(全文五四条)。住民や難民の子どもの保護にまで言及しており、実効性を承認して自由権、社会権を広くカバーと、また少数者、先で、自由な意見表明、表現、情報、思想等の自由、権利を本条約は、大人と同様、あらゆる差別の禁止にはじまっ

てもその実行に当たって襟を正すべき点は少なくない。 からゆる差別を許さず、ともに生きる公教育を目指しているとである。なかでも「子どもの権利」保障の前提にある、とである。なかでも「子どもの権利」保障の前提にある、あらゆる差別を許さず、ともに生きる公教育を目指していあらゆる差別を許さず、ともに生きる公教育を目指しているとに本条約の関でなる。 市民 (大人)一般とは別に、しかも単なる看護教育の対象でなく、人間一般とは別に、しかも単なる看護教育の対象でなく、人間一般とは別に、しかも単なる看護教育の対象でなく、人間のなどもな人権条約が成立したことの意義は大きいが、要は条約内容をいかに実現するかであって、「光進国」により、人間のなどもない。

五、反差別人権条約と憲法

きていることを意味している。 今日の人権条約は、以上みた一般的な人権条約と違い、 今日の人権条約にないる。 今日の人権条約にないる。 今日の人権条約にないる。 今日の人権条約によいる。 今日の人権条約にないる。 今日の人権条約にないという、共通の自覚と理解が生まれて をでいることを意味している。 のイデオロギーや体制の壁、あるいは各国の財政事情の違いなどを乗りこえて、できるだけ速やかにかつ適切に対処 いなどを乗りこえて、できるだけ速やかにかつ適切に対処 しなければならないという、共通の自覚と理解が生まれて といることを意味している。 今日の人権条約は、以上みた一般的な人権条約と違い、 今日の人権条約は、以上みた一般的な人権条約と違い、

い。しかし「女子差別撤廃条約」の批准は雇用の分野の差議定書は国家主権へのとだわりからか批准がなされていな人参政権条約」だけは五四年に発効してその一年後に締結しているが、これを除くと何れも発効の年から締結の年までかなりの年月が経過しており、国際人権A・B両規約や女子差別撤廃条約(一九八五年六月)などの重要条約の批女子差別撤廃条約(一九八五年六月)などの重要条約の批女子差別撤廃条約」だけは五四年に発効してその一年後に締結しているが、これを除くと何れも発効の年から締結の年までかなりの年がは出口になるが、国連事務組合目、国連がイニシアチブをとって作成し、国連事務総合日、国連がイニシアチブをとって作成し、国連事務総

ているといわざるを得ない。 女子差別撤廃条約とともに 反差別人 権条約 を 代表する女子差別撤廃条約」(一九六五 年 採択、 一九六九 年 発力)にしても、現在締約国は一三〇カ国にのぼるという、 別心度を測る物指しともなっており、今やその加入状況は人権 批准国最多の条約となっており、今やその加入状況は人権 大変 を がったいるといわざるを得ない。

関である人権委員会に あがっていく。 政府の 報告と 並ん関である人権委員会に あがっていく。 政府の 報告と 並んる人種に 限定されず、 皮膚の色や 門地(descent)、 民族の、 そのすべてについて各国政府に連絡して回答を迫る大変が、種族的出身までを含んでおり、社会的差別の対象とないる。小委員会は 各国の被害者 本人からの 通報を受け 取いる。小委員会は 各国の被害者 本人からの 通報を受け 取り、そのすべてについて各国政府に連絡して回答を迫るとにしており、小委員会は 各国の被害者 本人からの 通報を受け 取り、そのすべてについて各国政府に連絡して回答を迫るといる。小委員会は 各国の被害者 本人からの 通報を受け 取り、そのすべてについて各国政府に連絡して回答を迫るといる。小委員会は 各国の被害者 本人からの 通報を受け 取り、そのすべてについて各国政府に連絡して回答を迫るといる。小委員会に あがっていく。 政府の 報告と 並ん とにしており、小委員会に あがっていく。 政府の 報告と 並ん とにしており、小委員会であるいにかけられた上で上部機 り、そのすべてについて各国政府に連絡して回答を迫るとなる。

保障の機能を果たすまでになるからである。保障の機能を果たすまでになるからである。その際、第四とができる点で、前示B規約選択議定書とともに、本条約とができる点で、前示B規約選択議定書とともに、本条約とができる点で、前示B規約選択議定書とともに、本条約とができる点で、前示B規約選択議定書とともに、本条約の早期批准の達成が待たれるゆえんである。その際、第四の早期批准の達成が待たれるゆえんである。その際、第四とができる点で、個人の通報手続も認めて被害者救済の実効を挙げるとで、個人の通報手続も認めて被害者救済の実効を挙げるとに、個人の通報手続も認めて被害者救済の実効を挙げるとに、個人の通報手続も認めて被害者救済の実効を挙げるとに、個人の通報手続も認めて被害者救済の実効を挙げるとに、個人の通報手続も認めて被害者救済の実効を挙げるとに、個人の通報手続も認めて被害者救済の実効を挙げるといい。

れる。(少数者)に関する問題が多いことが注目さマイノリティ(少数者)に関する問題が多いことが注目さ(非政府機構)を通じて持ち込まれるものが多く、ことに現に、本条約に基づく右小委員会への通報は人権NGO

最近では日本の問題に 対する 比重が 大きくなって きていヌ少数民族に対する差別問題、部落差別問題などがあり、中で知られる精神医療行政の問題、日本の国籍をもつアイ件で知られる精神医療行政の問題、胡鮮人問題、宇都宮病院事りン残留韓国・朝鮮人帰還問題、被拘禁者の不当な取扱い日本の問題では、例えば、戦後処理のあり方を問うサハ日本の問題では、例えば、戦後処理のあり方を問うサハ

う。そのうち主要な問題を 以下に 取り上げて みようと 思る。そのうち主要な問題を 以下に 取り上げて みようと 思

六、部落差別の根絶

ならざる重大な問題であることを認識し、法律を制定し解 際的な専門家の意見による理解と協力を期待している」と。 ぬ努力をつづける必要がある」とし、さらに「賢明なる国 してきた経緯をたどったうえで、「政府はこの 問題を解決 て当局が社会的・経済的問題を解決するべく諸施策を実施 六五年の内閣同和対策審議会の答申をひいて、それに従っ 決に向けて取り組んでいる」と述べ、『部落地名総鑑』 な 員会の場で答弁に立った日本政府代表は「との問題が容易 会の場で部落問題がアピールされている。これに対して委 長とした代表団によって直接国連専門機関である本小委員 しなければならないことをよく認識し……相当期間たゆま 同月二三日、次のような回答を寄せている。 すなわち、一九 に日本の部落差別を問題提起したのに対して、日本政府は ュライバー女史(現反差別国際運動理事長)が、同委員会 パーで、 一九八五年には、部落解放同盟の上杉佐一郎委員長を団 一九八三年八月一六日、国連女性法律家協会の主要メン 人権擁護NGOのメンバーでもあるミリアム・シ

> 抱かせているととのあらわれと見ることができよう。 相に関する法律がより一層発展するよう期待する」と述べ権に関する法律がより一層発展するよう期待する」と述べを員会の日本の現状に対する 審議結果の報告書では、「人委員会の日本の現状に対する 審議結果の報告書では、「人委員会の日本の現状に対する 審議結果の報告書では、「人を別事件についても「完全な解決に向けて 最善の 努どの差別事件についても「完全な解決に向けて 最善の 努

人種差別撤廃条約第七条(教育、文化、マスメディアによの解決・改善にとって決定的に重要であることは、前示のい。教育と啓発による人権意識の高揚があらゆる差別問題啓発活動が 十分な 形で伴って いないことも 重視されてよー九六九年以来の同和対策環境改善事業の遂行に教育と

別撤廃条約二条(色) 、そのもたらす効果は極めて大きい。である。これに反してわが国におけるこれにないたが情性的となったり、かけ声だおれに終っていないだろうが情性的となったり、かけ声だおれに終っていないだろうが情性的となったり、かけ声だおれに終っていないだろうが情性的となったり、かけ声だおれに終っていないだろうが情性的となったり、かけ声だおれに終っていないだろうが情性的となったり、かけ声だおれに終っていないだろうが情性的となった見してわが国におけるこの分野の取り組みを改業などの私人間の差別行為も実質的に広く禁止すべき私企業などの私人間の差別行為も実質的に広く禁止すべきれたととしている点で(人種差別撤廃条約二条 d項、女子差ととしている点で(人種差別撤廃条約二条 d項、女子差ととしている点で(人種差別撤廃条約二条 d項、女子を組みる差別の払拭を規定する)をはじめ、最近の国連やユネスる差別の払拭を規定する)をはじめ、最近の国連やユネスる差別の払拭を規定する)をはじめ、最近の国連やユネスる差別の払拭を規定する)をはじめ、最近の国連やユネスを差別の抵抗を規定する)

七、アイヌ民族の解放

律」(いわゆるアイヌ新法)の制定を要求している。全六保障、自立化基金の創設を求める「アイヌ民族に関する法国憲法の人権保障やB規約二七条にいう少数者集団の権利以来、北海道旧土人保護法(明三二法二七)に代えて日本題は前述の部落問題と共通するところが多い。一九八二年題人権侵害と差別からの解放を課題とする点で、アイヌ問

野をもっている。

『→三万人』のための特別議席確保の主張のような憲法上の論議を誘発するユニークな内容のものが含まれている。
「一三万人」のための特別議席確保の主張のような憲法上の論議を誘発するユニークな内容のものが含まれている。
「一三万人」のための特別議席確保の主張のような憲法上条から成るものであるが、アイヌ民族(人□二万七、○○

ナダ、フィリピンなどでの国内(憲)法や条約上のレベルカーでの住民佐会議」(一九八二年設置)や 国連NGの信息、行生民佐会議」(一九八二年設置)や 国連NGの「国際先住民族会議」(一九八二年設置)や 国連NGの「国際先住民族会議」(一九八二年設置)や 国連NGの「国際先住民族会議」(一九八二年設置)や 国連NGの「国際先住民族会議」(一九八二年設置)や 国連NGのの「国際先住民族会議」(一九八二年設置)や 国連NGのの「国際先住民族会議」(一九八二年設置)や 国連NGのの「国際先住民族会議」(一九八二年設置)や 国連NGのの「国際先住民族会議」(一九八七年)に参加して 現状をたいる。 作業部会では「先住民に関する世界権利宣語を対している。 作業部会では「先住民に関する世界権利定の事業がまとめられている。先(原)住民の権利保障の事業がませば、国際のなかの、国民の一員としてのエさらに最近では、国家のなかの、国民の一員としてのエさらに最近では、国家のなかの、国民の一員としてのエさらに最近では、国家のなかの、国民の一員としてのエさらに最近では、国家のなかの、国民の一員としてのエさらに最近では、国家のなかの、国民の一員としてのエさらに最近では、国家のなかの、国民の一員としてのエさらによりに対している。

でのポジティブな対応が進められていることである。

因となっている。 因となっている。 因となっている。 因となっている。 因となっている。 の先住民に対する意識の遅れ」が依然として決定的な要 が一の定義の問題が、それいかんによっては国連憲章や人 を表別の一条の「先住民」— peoples か populations か一の定義の問題が、それいかんによっては国連憲章や人 が一の定義の問題が、それいかんによっては国連憲章や人 を表別の一条の「先住民」— peoples か populations が一の定義の問題が、それいかんによっては国連憲章や人 が一の定義の問題が、それいかんによっては国連憲章や人 がこいるが、単一民族国家観の支配的状況の下で、「日本 がているが、単一民族国家観の支配的状況の下で、「日本 がているが、単一民族国家観の支配的状況の下で、「日本 がているが、単一民族国家観の支配的状況の下で、「日本 がているが、単一民族国家観の支配的状況の下で、「日本 がこれるが、単一民族国家観の支配的状況の下で、「日本 としてのアイヌの存在を認 がこれる。 の先住民に対する意識の遅れ」が依然として決定的な要 がこれるが、単一民族国家観の支配的状況の下で、「日本 がこれるが、単一民族国家観の連邦として決定的な要求している。

八、在日韓国・朝鮮人等の人権

上げて、結びとしたい。 最後に、在日韓国・朝鮮人、外国人労働者の問題を取り

国際人権法と憲法

者との間に設ける区別(国籍)については、適用はない。廃条約は在日の外国人、つまり当事国が国民と国民でない級上の部落差別、アイヌ差別の解消に役立つ人種差別撤

の枠外に立たされることになった。

、住宅入居、生命保険加入など多くの分野で権利保障
七法一二五)の適用下に置かれ、国籍条項の制限によって
本国籍を離脱した在日韓国・朝鮮人は外国人登録法(昭二 サンフランシスコ講和条約が発効した一九五二年四月、日

早計といわねばならない。地方自治体での公務員採用制限 の国籍条項取り扱いもバラバラであって、権利の享有に格 法八六号)となり、そこで両条約の原則である内外人平等 出入国管理令は「出入国管理及び難民認定法」(昭五六、 年)及び「難民条約」(一九八一年)に わが国は 加盟し、 これらの措置によって差別の現状が是正されたとするのは 対する退去強制も 削除されるように なったが (二四条)、 れ(二三条)、らい患者、精神病患者、貧困者、放浪者に 初等教育、社会保障について自国民と同一の待遇が与えら 頁)。との一般的な命題からして、在日韓国・朝鮮人にも ている (最大判昭三九・二・一八 刑集 一八巻九号 五七九 あり、このことは既に最高裁の判例も基本的な承認を与え 遍的人権主義を是認する日本国憲法の当然許容するもので ある国際主義を 容認し、 その本文で 何人も 享有できる普 国人の人権享有性はその前文で普遍的な政治道徳の法則で の原則により遂に国籍条項が撤廃されるようになった。外 八〇年代に入る境目に相次いで国際人権規約(一九七九

差を生じている。加えて右の措置は、いわゆる外圧による ものであるにせよ、かつての植民地支配に対する日本政府 の歴史的反省に基づくものとは到底解されない。

を含んでいる。戦後補償は人権保障の不可分の論理的前提 略称されているように、戦後補償と人権保障の二つの観点 全国代表者会議)の 制定を求めている。「補償人権法」 と ろである。(ミカ)「定住外国人基本法」的なものへの志向が予想されるとこ われるが、立法論としては反差別運動の大きな潮流である なっている。右は現在において要綱的なレベルのものと思 権の確立及び民族性を保障して生きることが中心の内容と めとした居住権の付与、社会的少数者としての存在、生活 本的なあり方を問うものであって、退去強制の廃止をはじ かわるものである。人権保障は「在日」に対する処遇の基 をなすものとなっているが、すぐれて高度な政治政策にか および人権保障法」(一九八八・一〇・二 第九五回 民闘連 の視点に立って、「在日旧植民地出身者に 関する 戦後補償 マイノリティの 権利の尊重と差別禁止の 方向性 を もった そこで在日の人たちは、より抜本的・総合的な施策樹立

就労者の保護を含めて、このほど「移民労働者の保護に関 されるいわゆる外国人労働者の権利保護については、不法「汚い、きつい、危険」の三K職場での人権問題に象徴 「汚い、きつい、

> ているが、当 として 取り締まるだけでは 解決 できないものと なってお 備が遅れているわが国では採択に反対する方針と伝えられ 遇が切迫した現実問題となっている。外国人労働の法制整 わが国ではアジア系の外国人労働者ないし不法就労者の処 用、社会保障の権利、子弟の国籍取得も認めている。特に いう。本条約ではその他A規約にならい、国内労働法の準 する国際条約」案がまとまり、国連総会での採択が近いと り、国籍を超えた人権の視点への転換が求められるところ 単純労働者の入国を入管法により不法(illegal)

- (1) 田畑茂二郎『国際法講義』上新版(有信堂、一九八二)二 五〇頁。
- (2) 『朝日新聞』一九八八・一二・六社説。
- (3)沼田稲次郎『増補改訂運動の なかの 労 働 法』(労働旬報 一九六七)四四三、四四四頁。
- (4) 宣言の重要性と影響について参照、世界人権宣言三五周年 中央実行委員会『世界人権宣言三五周年と部落解放』
- 三)二四頁以下。
- (5) 杉原泰雄「国際人権規約と日本国憲法」同『八〇年代憲法 政治への序章』下(勁草書房、一九八〇)二七八頁。
- (6)野中俊彦「人権の国際化」野中=浦部『憲法の解釈』Ⅰ総

論(三省堂、一九八九)三〇四頁。

- (7)人権の実施措置の現状、効果について 参照、 田畑茂二郎 『国際社会の新しい流れの中で』(東信堂、一九八八)一八四
- (8)例えば参照、 戸塚悦朗 「人権の コペルニクス的 転換を」 題点」『法律時報』七二二号、同「精神衛生法改正案の評価と 問題点」『ジュリスト』八八三号、滝沢武久 「精神医療と 人 『ヒューマンライツ』一八号、同「精神衛生法改正の経緯と問
- (9)髙木健一「日本の国際人権レベル」『国際人権 規約 先例権」『法学セミナー』(一九八八・一〇)五〇、五一頁。 集』(東信堂、一九八九)二三頁、斉藤恵彦「日本政府報告書 人権協会、一九八四・三・二八)。 六六頁、 国際人権規約に 関する市民版 『人権レポート』 二号 めぐって―」『部落解放研究』二九号(一九八二・三)六五、 に対する国連人権専門委員会の検討記録(仮題)―自由権規約を 『日本における精神障害者の医療上の処遇と人権侵害』(自由
- (1)川村暁雄「二つの人権条約案採択される」『ヒューマンラ (1) 草案訳文は戸塚悦朗弁護士訳で、反差別国際運動日本委員 展開』(民事法情報センター、一九九〇)一四二、一四三頁。 イッ』一五号(一九八九・六)七〇頁。被拘禁者の人権につい 権」法務省人権擁護局内人権実務研究会編『人権保障の生成と て参照、庭山英雄「国連被拘禁者人権原則をめぐって」『香川 会『国連とマイノリティの人権』(解放出版社、一九九〇)一 一九頁以下に 掲載されている。 なお参照、 南敏之 「国連と人

- 木(訳)「国際人権連盟報告書(パーカー=ジョーデル報告書) 法学』九巻四号(一九九〇・一)、平野龍一(解説)、水野・鈴 『法律時報』七四九号(一九八九・六)九二頁以下等。
- (12) 阿部浩己「国際人権法における死刑廃止」『法律時報』七 五九号(一九九〇・三)八三頁。
- (13) 斉藤恵彦「世界人権宣言の由来、現在、将来」『人権通信』
- (4)国連が 中心となって 作成した 人権関係諸条約 (後掲表参
- (15)斉藤恵彦 「国際化時代に おける人権」 『ヒューマン ライ 集・国際化時代の法律問題『ジュリスト』六八一号(一九七九・ ューマンライツ』 一八号(一九八九・九) 五六頁 以下など 参 ツ』一四号(一九八九・三)、芹田健太郎「人権と国際法」 特 一・一)二三頁、戸塚悦朗「人権にコペルニクス的転換を」『ヒ
- (16)一九九〇年八月、サハリン残留韓国・朝鮮人は強制連行と 提起している。 強制労働、帰還させる義務の不履行を、国際慣習法上の「人道 に反する罪」に当たるとして、国に対して補償を求める訴訟を
- (17)「国際人権規約からみた日本」『世界人権宣言ニュース』 の民主化運動に参加したのを理由に拒否していることを非難し 的な人権NGO「国際人権連盟」(本部ニューヨーク)の 代表 八七号(一九八九・一〇・一〇)。 現在本稿の執筆中にも 世界 が小委員会で「日本政府が在日中国人学生のビザ申請を八九年

国連が中心となって作成した人権関係諸条約

1990年8月10日作成

_	1550-1-07110-11-11				
	名称	採択年月日	発効年月日	締約国数	日本の締結条約 (締結年月日)
1	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	'66.12.16	'76.1.3	93	O ('79. 6.21)
2	際 市民的及び政治的権利に関する国際規約	'66.12.16	'76. 3 .23	89	O ('79. 6.21)
3	人権 市民的及び政治的権利に関する国際規約の 選択議定書。	'66.12.16	'76. 3 .23	47	
4	#ジ 市民的及び政治的権利に関する国際規約の 第2選択議定書(死刑廃止)*	'89.12.15	未	0	
5	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約*	'65.12.21	'69.1.4	130	
6	アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約 [•]	'73.11.30	'76. 7 .18	88	
7	スポーツ分野における反アパルトへイト国際条約*	'85.12.10	'88.3.4	44	
8	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関す る条約	'79.12.18	'81.9.3	99	O ('85. 6 .25)
9	集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約*	'48.12.9	'51.1.12	102	
10	戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適 用に関する条約*	'68.11.26	'70.11.11	81	
11	奴隷改正条約**			69	
	1926年の奴隷条約*	26. 9.25#	27.3.9	69	
	(1) 1926年の奴隷条約を改正する議定書*	'53.10.23	'53.12.7	52	
	(2) 1926年の奴隷条約の改正条約*	'53.12.7	'55.7.7	34	
\vdash	奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する				
12	制度及び慣行の廃止に関する補足条約*	'56.9.7	'57.4.30	104	
13	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関 する条約	'49.12.2	'51.7.25	60	O ('58.5.1)
14	難民の地位に関する条約	'51.7.28	'54.4.22	102	O ('81.10.3)
15	難民の地位に関する議定書	'67. 1 .31#	'67.10.4	103	O ('82.1.1)
16	無国籍の削減に関する条約*	'61.8.30	'75.12.13	15	
17	無国籍者の地位に関する条約*	'54. 9.28	'60.6.6	36	
18	既婚婦人の国籍に関する条約*	'57. 1 .29	'58. 8 .11	57	
19	婦人の参政権に関する条約	'52.12.20	'54.7.7	96	O ('55. 7 .13)
20	婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約*	'62.11.7	'64.12.9	36	
21	拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を 傷つける取扱い又は刑罰の禁止に関する条約*	'84.12.10	'87.6.26	45	
22	子どもの権利に関する条約*	'89.11.20	未	24	

*仮称 #作成年月日

- (出典: Status of International Instruments, U.N.等)
- **「1926年の奴隷条約を改正する議定書」により改正された「1926年の奴隷条約」が「1926年の奴隷条約の改正条約」で ある。締約国となる方法には、(1)改正条約の締結と(2)奴隷条約の締結及び改正議定書の受諸との二つがある。

資料提供:外務省国連局人権難民課

- (18) 『部落解放研究』三八号、一二六頁、林瑞技「二つの差別 (19)『社会新報』「部落差別克服を世界に 訴えて 上」(一九八 撤廃条約」『時の法令』一三六七号(一九八九・一二・一五) た旨、新聞は報じている『毎日新聞』一九九〇・八・一九)。
- (20)参照、部落解放研究所「差別なく人権が守られた社会を求 六三号)。 約』第四〇条に基づく第二回報告・批判―」(『部落解放研究』 めて一日本政府による『市民的及び政治的権利に関する国際規

四・九・二八

- (21)貝沢正「復権へ新法要求」『朝日新聞』一九八六・三・二 制定問題をめぐって―」『法学セミナー』四二四号(一九九〇 ライツ』四号(一九八八・七)八―二五頁、同「『アイヌ新法』 七、野村義一「なぜ新法制定を求めるのか」ウタリ問題懇談会 の制定」『週刊法律新聞』 ・四)一四頁以下。 「『先住民の同化から自立へ』の道を選択する―『アイヌ新法』 **〈資料〉アイヌ民族に関する新法問題について、『ヒューマン** 一九八八・一〇・一四、 中村 睦男
- (22)上村英明「アイヌ民族に関する法律」について(第一二回 (23)手島武雅「先住民族に対する抑圧と国際的運動」『マイノ 照 リティー研究会ニュース』六号(一九九○・一○・九)八頁。 館、一九九〇)、特にあとがき二九九頁以下。 八・一〇)五四、五五頁、同・『北の海の 交易者たち』(同文 全国部落解放研究者集会報告―一九九〇・七・一四)、 なお 参 同「先住民族の権利」『法学セミナー』四〇六号(一九八

- (24) なお参照、梁泰昊「指紋押捺拒否 と『補 償・ 『ヒューマンライツ』一一号(一九八九・二) 『四国新聞』一九九〇・九・一八付 人権法別